

戦略分野国内生産促進税制の創設等に係る産業競争力基盤強化商品に関する省令
(案) 等に対する意見公募要領

令和7年1月31日
経済産業省 GX グループ GX 推進企画室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和6年度の税制改正の結果、戦略分野国内生産促進税制を創設することとなりました。同税制の執行に必要な事項を新たに規定するため、2. の関係法令の制定及び改正を行うこととしました。また、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定申請に関する所要の改正も行います。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

- 産業競争力基盤強化商品に関する省令 (案)
- 産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令 (案)
- 事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示 (案)
- 半導体産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示 (案)
- 石油精製業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示 (案)
- 航空機産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示 (案)
- 金属産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示 (案)
- 自動車産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示 (案)
- 化学産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示 (案)
- 我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準 (案)

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布
経済産業省 GX グループ GX 推進企画室 (東京都千代田区霞が関 経済産業省別館5階)

4. 意見募集期間 (意見募集開始日及び終了日)

令和7年1月31日 (金) ~ 令和7年3月1日 (土) 必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。
- (2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 GX グループ GX 推進企画室 パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-gxg_senryaku_zeisei@meti.go.jp

（電子メールの件名を「戦略分野国内生産促進税制の創設等に係る産業競争力基盤強化商品に関する省令（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

